

1. 水道の使用を開始される場合、水道部窓口での**開栓届け**が必要です。
 - ・水道部の窓口で申請してください。電話での受付は行っておりません。
2. 水道を使用されなくなる場合は、水道部への**閉栓届**が必要です。
 - ・水道部の窓口または電話で申請してください。
 - ・転出、転居等で水道を使用されなくなる場合
 - ・届出がない場合、ご使用されなくても基本料金の請求がありますのでご注意ください。
 - ・長期間水道を使用しないときも閉栓することができます。閉栓しない場合には、基本料金が発生します。
3. 水道を使用される方が変更になるときは、**名義変更届**が必要です。
 - ・死亡等で水道を使用される方が変更になる場合は、水道部の窓口で申請してください。電話での受付は行っておりません。
4. 上下水道料金お支払について
上下水道料金は、定例日にメーターの検針を行い、その月の使用料金を確定し、翌月にお支払いする方法をとっております。
支払い方法は、次のとおりです。
 - 1) 納入通知書によるお支払いの場合
 - ・毎月、月末に納入通知書を送付しますので、納期限内にお近くの金融機関、コンビニエンスストアでお支払いしてください。
 - 2) 口座振替によるお支払いの場合（口座振替手続きが必要です）
 - ・毎月、15日に口座振替します。（15日に振替不能の場合、再振替日 末日）
 - ・口座振替手続きは、指定金融機関でお願いします。その際、**通帳、通帳印、水栓番号（納入通知書に記載）**が必要となります。
 - ・転居された場合も新しい水栓番号での口座振替手続きが必要です。
 - ・クレジットカードによる口座振替は行っておりません。

※指定金融機関とは、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、糸満漁業協同組合、ゆうちょ銀行

 - 3) 上下水道料金を滞納されますと、給水停止になりますのでご注意ください。
 - 4) 下水道が接続されているところは、下水道料金が含まれております。

お問合せ先

糸満市水道部総務課業務係 電話（098-995-2456）

受付／業務時間 平日 8時30分～17時15分（土日祝日は除く）